

第7期広島市障害福祉計画  
第3期広島市障害児福祉計画  
〔令和6（2024）年度～令和8（2026）年度〕  
(案)

令和6（2024）年3月  
広島市

# 目 次

1	計画の概要	．．．．．	P 1
2	目標の設定	．．．．．	P 2
	(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況	．．．	P 2
	(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標	．．．．	P 10
3	障害福祉サービス等の量の見込み	．．．．．	P 20
	〈参考1〉 国の基本指針の概要	．．．．．	P 43
	〈参考2〉 本市の障害福祉サービス等事業所数	．．．．．	P 56

# 1 計画の概要

## (1) 計画の位置付け

第7期広島市障害福祉計画及び第3期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第7期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

## (2) 計画策定の趣旨

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和8年度末における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを設定するものです。

## (3) 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

## (4) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）及び国の通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）」に基づき、

- 第7期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第6期の計画の実績や課題を踏まえ、令和8年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- 第3期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第2期の計画の実績や課題を踏まえ、令和8年度末における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を設定しています。

## (5) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。

## 2 目標の設定

### (1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況

#### 《第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標及び実績》

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	23人 (2.5%)	6人 26.1%	・基準時（令和元年度末）における本市の施設入所者数は948人
イ 施設入所者の削減数	設定しない	設定しない	・目標は令和3年度からの累計 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

##### ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和5年度の目標を、基準時（令和元年度末）の本市の施設入所者数948人の2.5%に当たる23人と設定しました。これに対して、令和4年度までの累計は6人とどまっています。

##### イ 施設入所者の削減数

多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、本市においては、一律の削減目標は設定しないこととしています。

#### <実績等を踏まえた評価等>

【評価】…施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数の目標を達成することができていません。

【課題】…施設入所者は重度障害者が多く、地域生活への移行が難しい上、施設入所の待機者も多いことから、計画的な施設入所者数の削減は非常に困難な状態にあります。

【方策】…障害者の自立した地域生活を支援するために、グループホーム等の居住の場を確保する等、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
<b>ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）</b>			
(ア) 65歳以上の長期 入院患者数	816人	993人 82.2%	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期 入院患者数	535人	530人 100.9%	
<b>イ 精神病床における早期退院率</b>			
(ア) 入院後3か月時点 の退院率	69%	64% 92.8%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点 の退院率	86%	87% 101.2%	
(ウ) 入院後1年時点の 退院率	92%	93% 101.1%	

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度の目標を、65歳以上816人、65歳未満535人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績では、65歳以上は993人ととどまっていますが、65歳未満は530人と目標を上回っています。

イ 精神病床における早期退院率

令和5年度の目標を、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については86%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については92%以上と設定しました。これに対して、令和4年度の実績では、入院後3か月時点の退院率は64%にとどまっていますが、入院後6か月時点の退院率は87%、入院後1年時点の退院率は93%で目標を上回っています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…65歳以上の長期入院患者数が増加しています。入院後6か月及び1年時点の退院率は目標を達成できていますが、入院後3か月時点の退院率については目標を達成できていないため、引き続き、早期の退院後の支援を進める必要があります。

【課題】…高齢の精神障害者を継続的に支援できる相談支援機関が限られ、グループホーム等の受け皿となる社会資源が不足していることが考えられます。加えて、退院に当たって家族の賛成・協力が得られないこと、精神状態が改善しないこと、入院の長期化に伴い、本

人の退院意欲が低下していることが考えられます。

【方策】…病院による帰来先の確保や地域の関係者による当事者・家族への退院後の生活支援に加え、家族会等を通じた精神障害者に対する地域理解の促進に努めます。

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備 箇所数	8か所	6か所 75%	—
イ 運用状況の検証・検討 <b>新</b>	実施	実施	・障害者自立支援協議会において実施する。

#### ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

地域生活への移行等に係る相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成30年度から6年間で全区（8か所）に整備することを目指して、令和5年度までの目標を8か所と設定しました。これに対して、令和4年度までに6か所を整備しました。

#### イ 運用状況の検証・検討

整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを目標として設定しました。これに対して、令和4年度は、1回実施しました。

#### <実績等を踏まえた評価等>

【評価】…ア 国の基本指針（令和5年度までに1か所）を上回って整備（令和4年度までに6か所整備）しています。

イ 障害者自立支援協議会において実施しています。

【方策】…ア 令和5年度までに全区（8か所）に整備します。

イ 引き続き、障害者自立支援協議会において実施します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	314人 (1.27倍)	258人 82.2%	・基準時(令和元年度)の本市の実績は247人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	189人 (1.3倍)	174人 92.1%	・基準時(令和元年度)の本市の実績は145人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	32人 (1.26倍)	19人 59.4%	・基準時(令和元年度)の本市の実績は25人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ウ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	45人 (1.23倍)	28人 62.2%	・基準時(令和元年度)の本市の実績は36人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率			
(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ㊦	220人	216人 98.2%	・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は314人 ・目標は単年度の数値
(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上 ㊦	14か所	14か所 100%	・令和5年度末の就労定着支援事業所の見込み数は20か所 ・目標は単年度の数値

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数  
令和5年度の目標を、基準時(令和元年度)の本市の一般就労移行者数247人の1.27倍にあたる314人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は258人ととどまっています。

(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

令和5年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績145人の1.3倍にあたる189人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は174人とどまっています。

(イ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

令和5年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績25人の1.26倍にあたる32人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は19人とどまっています。

(ウ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

令和5年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績36人の1.23倍にあたる45人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は28人とどまっています。

イ(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

令和5年度の目標を、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和5年度の目標314人の7割にあたる220人と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は216人となっています。

(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

令和5年度の目標を、就労定着支援事業所の令和5年度末における見込み数である20か所の7割にあたる14か所と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は14か所となっています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…概ね目標を達成できていません。

【課題】…施設利用者の一般就労への移行者について、258人（82.2%）と令和3年度実績（232人）を上回り、年々増加傾向にあります。しかしながら、依然として目標を下回っているのは、感染症の影響による企業側の実習受入の減少により、就労体験の機会が失われ、一般就労に結びつかなかったことが考えられます。

【方策】…就労体験の機会を増やすため、市・ハローワーク・地域の就労支援機関が連携し、引き続き、実習受入協力企業の開拓を行い、一般就労への移行の促進を図ります。



⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
<b>ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b>			
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7か所	8か所 114.3%	・基準時(令和元年度末)の設置数は7か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	・基準時(令和元年度末)で体制が構築されている施設は8か所
<b>イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b>			
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	20か所	19か所 95%	・基準時(令和元年度末)の設置数は14か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所	20か所 95.2%	・基準時(令和元年度末)の設置数は15か所
<b>ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b>			
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	・基準時(令和元年度)で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 <b>新</b>	配置	配置	・基準時(令和元年度)で配置済み。

ア (ア) 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、令和5年度の目標を、基準時(令和元年度)の設置数である7か所と設定しました。これに対して、令和4年度の実績は8か所と目標を上回っています。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、基準時(令和元年度)において体制の構築ができていたことから、令和5年度の目標を、「構築」としました。これに対して、令和4年度も引き続き体制

の構築ができています。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和5年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を20か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を21か所と設定しました。これに対して、令和4年度の実績はそれぞれ19か所、20か所となっています。

ウ（ア） 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、重症心身障害児者のための関係機関の協議の場である「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を開催しており、この協議会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。令和4年度も引き続きこの協議会を設置しています。

（イ） 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、基準時（令和元年度）において配置ができていることから、令和5年度の目標を「配置」としました。これに対して、令和4年度も引き続き配置ができています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…概ね目標を達成しています。今後とも、医療的ケア児とその家族が、地域の中で安心して生活が送られるよう、引き続き関係機関と連携し、きめ細かく要望を把握した上で、当事者に寄り添った取組を着実に進めていきます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 <b>新</b>	確保	確保	・目標の「確保」の判断は、P33の「(8)相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本市においては、実施する体制が確保されていたため、令和5年度の目標を「確保」としました。これに対して、令和4年度も引き続き体制の確保ができています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できました。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標及び実績

区 分	目 標 (令和5年度)	令和4年度 実績と達成率	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 <b>新</b>	構築	構築	・目標の「構築」の判断は、P35の「(9)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる

国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、国の基本指針どおり、令和5年度末までに体制を構築することを目標として設定しました。これに対して、令和4年度も引き続き体制の構築ができています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制を構築しました。

## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	9人 (1.0%)	・基準時(令和4年度末)における本市の施設入所者数は924人 ・目標は令和6年度からの累計
イ 施設入所者の削減数	設定しない	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

#### ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、基準時(令和4年度末)の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

全国の平均的な動向を踏まえて設定された国の基本指針は、施設入所者の地域生活への移行を目標に掲げた平成18年度以降、既に216人が地域移行を完了しており、残された入所者の重度化・高齢化が著しく進展している本市の実態には適しません。そのため、令和3年度から令和5年度の地域移行実績(見込み)9人を目標として設定します。

#### イ 施設入所者の削減数

国の基本指針では、基準時(令和4年度末)からの累計の削減率5%以上を基本としています。

多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、本市においては、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に引き続き、一律の削減目標は設定しないこととします。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）		
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	897人	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	572人	
イ 精神病床における早期退院率		
(ア) 入院後3か月時点の退院率	68.9%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	84.5%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	91.0%	

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

国の基本指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第7期障害福祉計画及び第8次保健医療計画において設定する目標値（65歳以上2,303人、65歳未満1,247人）を参考に推計（県の目標値を令和8年の県市の人口推計比で按分）すると、65歳以上は897人、65歳未満は572人となります。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5か年 平均
65歳以上	人	856	878	850	956	993	906
65歳未満	人	623	576	560	540	530	566

イ 精神病床における早期退院率

国の基本指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については68.9%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については84.5%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については91.0%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5か年平均
入院後3か月	%	76.0	61.0	63.0	67.0	64.0	66.2
入院後6か月	%	87.0	83.0	85.0	87.0	87.0	85.8
入院後1年	%	91.0	92.0	92.0	92.0	93.0	92.0

③ 地域生活支援の充実に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数	8か所	・基準時（令和4年度末）時点で6か所整備 ・目標は基準時（令和4年度末）からの累積
イ コーディネーターの配置人数 <b>新</b>	8人	・基準時（令和4年度末）時点で6人配置
ウ 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置 <b>新</b>	配置	—
エ 運用状況の検証・検討	実施	・障害者自立支援協議会において実施する
オ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の構築 <b>新</b>	構築	—

ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の基本指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和8年度末までに1か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和4年度末までに6か所整備しており、令和5年度中に全区（8か所）に整備予定であるため、引き続き8か所を目標に設定します。

#### イ コーディネーターの配置人数

国の基本指針では、令和8年度末までにコーディネーターを配置することを基本としており、本市においても、「ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数」に合わせて8人配置することを目標に設定します。

#### ウ 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置

国の基本指針では、令和8年度末までに地域生活支援拠点等の機能の充実を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置することを基本としており、本市においても、配置することを目標に設定します。

#### エ 運用状況の検証・検討

国の基本指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本としており、本市においても、障害者自立支援協議会において年1回以上実施することを目標に設定します。

#### オ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村又は圏域における、強度行動障害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本としています。

本市においては、国の基本指針どおり、令和8年度までに強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握並びに関係部局と連携した地域での支援体制の検討及び構築を行うことを目標に設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	297人 (1.28倍)	・基準時（令和3年度）の本市の実績は232人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（ア）就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	196人 (1.31倍)	・基準時（令和3年度）の本市の実績は149人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（イ）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 <b>新</b>	16か所	・令和8年度末の就労移行支援事業所の見込み数は31か所 ・目標は単年度の数値
（ウ）就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	28人 (1.29倍)	・基準時（令和3年度）の本市の実績は21人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（エ）就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	39人 (1.28倍)	・基準時（令和3年度）の本市の実績は30人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率		
（ア）就労定着支援事業の利用者数	259人 (1.41倍)	・基準時（令和3年度）の本市の実績は183人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（イ）就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	22か所	・令和8年度末の就労定着支援事業所の見込み数は26か所 ・目標は単年度の数値

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数  
 国の基本指針では、令和8年度の目標値を、基準時（令和3年度）の実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和3年度実績232人の1.28倍となる297人を目標に設定します。



【計算式】

$232 \text{ 人} \times 1.28 = 297 \text{ 人}$  (小数点以下切り上げ)

(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和8年度の目標値を、基準時（令和3年度）の実績の1.31倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和3年度実績149人の1.31倍となる196人を目標に設定します。

【計算式】

$149 \text{ 人} \times 1.31 = 196 \text{ 人}$  (小数点以下切り上げ)

(イ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすることを基本としています。

国の基本指針どおり、就労移行支援事業所の令和8年度末における見込み数である31か所の5割にあたる16か所を目標に設定します。

【計算式】

$31 \text{ か所} \times 0.5 = 16 \text{ か所}$  (小数点以下切り上げ)

(ウ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和8年度の目標値を、基準時（令和3年度）の実績の1.29倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和3年度実績21人の1.29倍となる28人を目標に設定します。

【計算式】

$21 \text{ 人} \times 1.29 = 28 \text{ 人}$  (小数点以下切り上げ)

(エ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和8年度の目標値を、基準時（令和3年度）の実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和3年度実績30人の1.28倍となる39人を目標に設定します。

【計算式】

$30 \text{ 人} \times 1.28 = 39 \text{ 人}$  (小数点以下切り上げ)

イ（ア） 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和8年度の目標値を、基準時（令和3年度）の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和3年度実績183人の1.41倍となる259人を目標に設定します。

【計算式】

$183 \text{ 人} \times 1.41 = 259 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

（イ） 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上  
国の基本指針では、令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

現状において、国の基本指針を上回っていることから、現状の割合と同水準を維持するよう、就労定着支援事業所の令和8年度末における見込み数である26か所の8割5分にあたる22か所を目標に設定します。

【計算式】

$26 \text{ か所} \times 0.85 = 22 \text{ か所}$ （小数点以下切り下げ）

【参考】現状の割合（令和3年度末時点）

- 就労定着支援事業所：21 か所
- 就労定着率が7割以上となる事業所数：18 か所
- 就労定着率が7割以上となる事業所の割合：8割5分

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	8か所	・基準時(令和4年度末)の設置数は8か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	・基準時(令和4年度末)で体制が構築されている施設は13か所
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	24か所	・基準時(令和4年度末)の設置数は19か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	25か所	・基準時(令和4年度末)の設置数は20か所
ウ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	・基準時(令和4年度)で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	・基準時(令和4年度)で配置済み。
エ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 <b>新</b>	設置	・令和5年度に設置済み。

ア (ア) 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては、国の基本指針を上回って既に8か所設置していることから、現状の設置数である8か所を目標に設定します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、令和4年度末時点において、支援を行うこども療育センター3か所に加え、民間の事業所も10か所指定しており、既に体制の構築ができていることから、「構築」を目標に設定します。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和8年度までの目標として、令和2年度から令和4年度の開設数5か所を新たな開設数と見込んで、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を24か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を25か所と設定します。

ウ（ア） 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において重症心身障害児者地域生活支援協議会を設置し、協議していることから、「設置」を目標に設定します。

（イ） 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において医療的ケア児等に関するコーディネーターを3人配置していることから、「配置」を目標に設定します。

エ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。

本市においては、現状において関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、障害児入所施設からの移行調整会議を広島県が圏域で設置していることから、「設置」を目標に設定します。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
ア 基幹相談支援センターの設置 ⑨	設置	・基準時（令和4年度）で設置済み。
イ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保 ⑨	確保	・基準時（令和4年度）で確保済み。

ア 基幹相談支援センターの設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターがP53「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本市においては、現状において全区（8か所）に障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施していることから、「設置」を目標に設定します。

イ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保

国の基本指針では、令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

本市においては、国の基本指針どおり、障害者自立支援協議会を設置し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施していることから、「確保」を目標に設定します。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

区 分	目 標 (令和8年度)	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	・目標の「構築」の判断は、P53の「(9)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる。

国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

本市においては、国の基本指針どおり、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用等ができており体制を構築しているため、「構築」を目標として設定します。

### 3 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方（「現に利用している者の数」や「障害者等のニーズ」等の要素を勘案して定めるなど）を踏まえるとともに、これまでの実績（伸び等）から新たな計画期間の利用者数等を見込みます。これに一人当たりの平均利用量の実績を乗じて、新たな計画期間のサービス量を見込みます（措置による利用は除く。）。

そのほか、サービスによっては、特別支援学校卒業生数の増加傾向も勘案して見込みます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 現状と今後の方向性

居宅介護等の「訪問系サービス」については、利用者が増加する中で、個々の支援ニーズに応じた適切なサービスを提供してきており、サービスの利用量が伸びています。

今後も引き続き、個々の支援ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

なお、国の基本指針において、サービス量を見込むこととされている重度障害者等包括支援は、重度の障害者に対し、一つの事業所が居宅介護、重度訪問介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供するものですが、本市においては、これまで当該サービスの提供実績がなく、現時点では事業者の参入も見込めないこと、また、利用者は個々の障害の状態に合わせて必要なサービスを組み合わせ利用していることから、サービス量を見込まないこととします。

##### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

###### ア 居宅介護

（障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施）

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【時間/月】	46,095	49,714	52,955	55,505	58,174	60,979
利用者数	【人/月】	2,586	2,972	3,115	3,265	3,422	3,587

※令和5年度分は見込み

###### イ 重度訪問介護

（重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施）

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【時間/月】	73,830	84,221	79,596	82,368	85,140	87,912
利用者数	【人/月】	211	194	201	208	215	222

※令和5年度分は見込み

###### ウ 同行援護

（視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等の外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施）

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【時間/月】	2,156	2,572	2,546	2,793	3,059	3,363
利用者数	【人/月】	146	122	134	147	161	177

※令和5年度分は見込み

## 工 行動援護

〔 行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【時間/月】	1,652	2,530	2,700	3,267	3,969	4,806
利用者数	【人/月】	74	82	100	121	147	178

※令和5年度分は見込み

## ② 日中活動系サービス

### ① 現状と今後の方向性

生活介護や就労移行支援等の「日中活動系サービス」については、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。

日中における介護、一般就労等に向けた訓練や福祉的就労の場を提供する日中活動系サービスは、障害者の自立を支援するために欠かせないサービスであるため、引き続き、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備の促進に努めます。また、サービスの質の向上に向け、指導等を実施します。

なお、国の基本指針において、サービス量を見込むこととされている就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものですが、サービスの創設に当たって、現時点において国から詳細な内容が示されていないことから、サービス量を見込まないこととします。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 生活介護

〔 障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	41,059	44,750	44,920	46,060	47,280	48,540
利用者数	【人/月】	2,240	2,191	2,246	2,303	2,364	2,427

※令和5年度分は見込み

#### イ 自立訓練（機能訓練）

〔 障害者への身体機能の回復等に必要なりハビリテーション等を実施（期間は18か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	387	381	434	476	518	560
利用者数	【人/月】	25	28	31	34	37	40

※令和5年度分は見込み

#### ウ 自立訓練（生活訓練）

〔 障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする） 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	4,235	4,859	5,902	6,994	8,294	9,841
利用者数	【人/月】	313	383	454	538	638	757

※令和5年度分は見込み

#### エ 就労移行支援

〔 一般企業等への就労が可能と見込まれる障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は24か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	6,142	6,874	7,344	8,075	8,891	9,792
利用者数	【人/月】	363	393	432	475	523	576

※令和5年度分は見込み



### オ 就労継続支援（A型：雇用契約あり）

一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	14,439	14,154	14,260	14,400	14,560	14,720
利用者数	【人/月】	719	706	713	720	728	736

※令和5年度分は見込み

### カ 就労継続支援（B型：雇用契約なし）

一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	48,354	53,349	60,660	67,212	74,520	82,602
利用者数	【人/月】	2,764	3,041	3,370	3,734	4,140	4,589

※令和5年度分は見込み

### キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】	183	216	245	274	303	332

※令和5年度分は見込み

### ク 療養介護

病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上）への医療的ケアや介護等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	254	243	248	248	248	248

※令和5年度分は見込み

### ケ 短期入所

#### （ア）福祉型

障害者（障害支援区分1以上）等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	4,753	5,928	5,220	5,814	6,474	7,206
利用者数	【人/月】	1,033	781	870	969	1,079	1,201

※令和5年度分は見込み

#### （イ）医療型

医療的ケアが必要な重度心身障害者等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護や医療的ケア等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	218	364	408	486	576	684
利用者数	【人/月】	74	57	68	81	96	114

※令和5年度分は見込み

### ③ 居住系サービス

#### ① 現状と今後の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきており、概ね見込みどおりに推移しています。

共同生活援助（グループホーム）は地域生活のための重要な基盤であり、施設や病院から地域への移行後の生活の場となることから、引き続き、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等をはじめ、開設・運営に対する支援を実施し、より一層の整備促進を図ります。

また、施設入所支援については、利用者の状況等を踏まえ、地域への移行を進めつつ、真に必要なサービスの適切な実施を図ります。

#### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

##### ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】	16	8	13	13	13	13

※令和5年度分は見込み

##### イ 共同生活援助（グループホーム）

障害者（65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	677	797	931	1,088	1,271	1,485

※令和5年度分は見込み

##### ウ 施設入所支援

施設に入所する障害者（生活介護のサービスを利用する者のうち、障害支援区分4以上（50歳以上の場合3以上）の者等）に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	988	924	951	951	951	951

※令和5年度分は見込み

##### エ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱を主な機能とした居住支援のための場所や体制の運用状況の検証及び検討を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	【回/年】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

#### (4) 相談支援

##### ① 現状と今後の方向性

計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用が必要な人にサービス等利用計画を提供できるよう、事業所に対する相談支援専門員資格の新規取得者数に応じた補助による人材確保やスキルアップを目的とした研修会を開催し、相談支援体制の強化に取り組んでいます。今後もこれらの取組によりサービス量の確保に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行支援の利用者が、引き続き地域定着支援を利用することを考慮して、提供体制の強化に努めます。

##### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

###### ア 計画相談支援

〔 障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1,866	2,487	2,725	2,963	3,201	3,439

※令和5年度分は見込み

###### イ 地域移行支援

〔 障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1	1	2	2	2	2

※令和5年度分は見込み

###### ウ 地域定着支援

〔 一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

## (5) 障害児支援

### ① 現状と今後の方向性

障害児通所支援は、居宅訪問型児童発達支援を除き、事業者参入が進み、利用者数及びサービス利用量ともに急速に増加している状況にあります。加えて、在宅で、生命維持に必要な医療行為を日常的に必要とする医療的ケア児に対する支援の充実が図られるよう、施設での受入促進に向けた支援強化も進んでいます。

障害児入所支援については、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害児相談支援については、対象となる障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、利用者数が伸びています。

このように、サービス利用量が急速に増加している事業があることから、引き続きサービスの質の確保と提供体制の強化に取り組みます。

さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に掲げる支援措置を勘案しながら、医療的ケア児等が、地域の中で安心して生活を送れるよう、引き続き関係機関と連携し、きめ細かく要望を把握した上で、当事者に寄り添った取組を着実に進めていきます。

### ② 第2期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 障害児通所支援

##### (ア) 児童発達支援

〔未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施〕

※児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日から3(5)②アの『(イ)医療型児童発達支援』と統合

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	11,583	13,256	16,524	19,929	23,463	27,645
利用者数	【人/月】	1,360	1,553	1,836	2,210	2,603	3,068

※令和5年度分は見込み

##### (イ) 医療型児童発達支援

〔肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施〕

※児童福祉法の一部改正により、令和6年度から3(5)②アの『(ア)児童発達支援』へ移行

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	493	426	420			
利用者数	【人/月】	51	46	42			

※令和5年度分は見込み

##### (ウ) 放課後等デイサービス

〔就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	43,549	49,522	53,640	57,672	62,004	66,660
利用者数	【人/月】	3,789	4,158	4,470	4,806	5,167	5,555

※令和5年度分は見込み

**(エ) 保育所等訪問支援**

〔 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	209	308	342	405	468	531
利用者数	【人/月】	180	279	342	405	468	531

※令和5年度分は見込み

**(オ) 居宅訪問型児童発達支援**

〔 重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	0	0	0	16	16	16
利用者数	【人/月】	0	0	0	2	2	2

※令和5年度分は見込み

**イ 障害児入所支援**

**(ア) 福祉型障害児入所施設**

〔 障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	17	11	15	15	15	15

※令和5年度分は見込み

**(イ) 医療型障害児入所施設**

〔 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	25	28	30	32	34	36

※令和5年度分は見込み

**ウ 障害児相談支援**

〔 障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	469	572	606	642	680	721

※令和5年度分は見込み

**エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

〔 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	【人/年】	43	59	67	75	83	91

※令和5年度分は見込み

## オ 子ども・子育て支援

### (ア) 保育園・認定こども園

(保育園)  
乳幼児の保護者が働いていたり、病気にかかっていたりしているため、昼間乳幼児の保育をすることができない  
とき、保護者に代わって保育を実施  
(認定こども園)  
幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	335	352	370	389	409	430

※令和5年度分は見込み

### (イ) 幼稚園

3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の  
健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	49	54	60	67	74	82

※令和5年度分は見込み

### (ウ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供  
し、その健全な育成を図ることを目的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	1,033	1,109	1,191	1,279	1,374	1,476

※令和5年度分は見込み



## ⑥ 発達障害者等に対する支援

### ① 現状と今後の方向性

発達障害者等に対する支援については、本市の策定する広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラムに掲げた事業・取組を実施するとともに、発達障害者支援センターにおける発達障害者等からの相談への適切な助言、関係機関との連携強化及び各種研修の実施により、地域における総合的な支援体制の整備等を推進してきました。

さらに、発達障害の可能性のある児童の増加等により、発達障害者等の支援ニーズはより高まっており、住み慣れた地域でのライフステージに応じた継続的な支援を行う必要があります。このため、同プログラムに掲げたペアレントトレーニング等の事業・取組をより一層推進するとともに、関係機関が発達障害者の個々の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターに配置し、地域の相談支援機関等との協力関係の強化に努めます。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	【回/年】	2	1	4	2	2	2

※令和5年度分は見込み

#### イ 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	【件/年】	169	113	118	118	118	118

※令和5年度分は見込み

#### ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助言件数	【件/年】	6	5	5	5	5	5

※令和5年度分は見込み

#### エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し、発達障害についての情報の提供及び研修を実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修、啓発件数	【件/年】	44	69	72	72	72	72

※令和5年度分は見込み

#### オ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発

〔達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムを実施〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	【人/年】	0	73	80	90	90	90

※令和5年度分は見込み

#### カ パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の実施者数 新

〔保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムを実施〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施者数	【人/年】				2	2	2

※新規項目

#### キ パARENTメンターの人数

〔発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して情報提供等を行うパARENTメンターを養成〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	【人/年】	27	31	33	35	37	39

※令和5年度分は見込み

#### ク ピアサポート活動への参加人数

〔同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時的預かり等の実施〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	【人/年】	89	72	89	89	89	89

※令和5年度分は見込み



## (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 現状と今後の方向性

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があります。

そのため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業所等との重層的な連携による支援体制を構築するとともに、地域生活のために必要なサービスの利用促進に努めます。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	【回/年】	2	2	2	2	2	2

※令和5年度分は見込み

#### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場への参加〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	【人/年】	18	19	19	19	19	19

※令和5年度分は見込み

#### ウ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施回数

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	【回/年】	2	2	2	2	2	2

※令和5年度分は見込み

#### エ 精神障害者の地域移行支援

〔障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者への地域生活に移行する際の相談や支援等の援助〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移行者数	【人/月】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

### オ 精神障害者の地域定着支援

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう関係機関との連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活を継続するための支援

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】	0	0	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

### カ 精神障害者の共同生活援助

精神障害者に対する、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】	136	212	174	174	174	174

※令和5年度分は見込み

### キ 精神障害者の自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】	15	8	9	9	9	9

※令和5年度分は見込み

### ク 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 新

精神障害者が地域で生活できるよう、生活能力の維持・向上などの支援

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/月】				412	478	555

※新規項目

## ⑧ 相談支援体制の充実・強化のための取組

### ① 現状と今後の方向性

本市においては、基幹相談支援センターを各区に設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として、障害当事者等からの相談のみならず、各区における相談支援事業者への指導・助言等を行っており、引き続き、現在の相談支援体制を維持し、相談支援を実施していきます。

また、地域共生社会の実現に向け、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、包括的な相談支援等を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施していくところであり、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の充実・強化に努めます。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施。

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

※令和5年度分は見込み

#### イ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を実施。

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	【件/年】	1,358	1,571	1,818	2,103	2,433	2,815

※令和5年度分は見込み

#### ウ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談支援事業者の人材育成の支援。

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数	【件/年】	77	132	187	242	297	352

※令和5年度分は見込み

#### エ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談機関との連携強化の取組を実施。

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	【回/年】	51	146	93	93	93	93

※令和5年度分は見込み

### オ 個別事例の支援内容の検証の実施回数 新

〔 基幹相談支援センター等の相談員が個別支援会議を実施し、個別事例の支援内容を検証するとともに、必要に応じて地域の相談支援事業所等に専門的な助言・指導を実施。 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	【回/年】				314	314	314

※新規項目

### カ 主任相談支援専門員の配置数 新

〔 地域の相談支援事業者の育成や地域づくりなど相談支援の中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を基幹相談支援センター等に配置。 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置数	【人/年】				5	5	6

※新規項目

### キ 相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数 新

〔 障害者及び地域の関係機関のネットワーキング作りを行う障害者自立支援協議会各区域域部会において、相談支援事業所等の参画による事例検討を実施するとともに、必要に応じて地域の課題について協議会への報告を実施。 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	【回/年】				16	16	16
参加事業者・機関数	【件/年】				111	111	111

※新規項目

### ク 協議会における専門部会の設置 新

〔 障害者自立支援協議会において、必要に応じて専門部会を設置するとともに、特定の事項の調査・研究を行うために、適宜専門部会を開催し、その成果について協議会への報告を実施。 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	【か所】				4	4	4
実施回数	【回/年】				6	6	6

※新規項目

## ⑨ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### ① 現状と今後の方向性

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、本市職員の研修への参加や、関係自治体等との情報共有を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	【人/年】	33	27	30	30	30	30

※令和5年度分は見込み

#### イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及びその結果を活用した事業所や関係自治体等と共有する体制の整備

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	—	有	有	有	有	有	有
実施回数	【回/年】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

#### ウ 指導監査結果の関係自治体との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の整備

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	—	有	有	有	有	有	有
共有回数	【回/年】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

## (10) 地域生活支援事業

### ① 現状と今後の方向性

「地域生活支援事業」については、事業者に対する情報提供等を行い、事業者の参入を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。障害者自立支援法施行前から継続的に実施している事業が多く、概ね見込みどおりに推移しています。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、障害者の地域生活を支援するために多岐にわたって実施する事業であり、引き続き、適切な量の確保に努めます。

### ② 第6期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

#### ア 理解促進研修・啓発事業

〔 地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

#### イ 自発的活動支援事業

〔 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

#### ウ 相談支援事業

##### (ア) 障害者相談支援事業

〔 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	16	16	16	16	16	16

※令和5年度分は見込み

##### (基幹相談支援センターの設置)

〔 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	—	有	有	有	有	有	有

##### (イ) 市町村相談支援機能強化事業

〔 相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

### (ウ) 住宅入居等支援事業

〔 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

### 工 成年後見制度利用支援事業

〔 身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	【人/年】	63	75	69	69	69	69

※令和5年度分は見込み

### オ 成年後見制度法人後見支援事業

〔 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

### カ 意思疎通支援事業

#### (ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	【件/月】	189	211	236	263	294	329

※令和5年度分は見込み

#### (イ) 手話通訳者設置事業

〔 障害福祉課、区福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を配置 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話相談員数	【人】	11	11	11	11	11	11

※令和5年度分は見込み



## キ 日常生活用具給付等事業

〔 重度障害者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付等 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用 件数	介護・訓練支援用具	【件/年】	114	85	96	96	96	96
	自立生活支援用具	【件/年】	234	178	212	212	212	212
	在宅療育等支援用具	【件/年】	224	180	180	180	180	180
	情報・意思疎通支援用具	【件/年】	416	549	460	460	460	460
	排泄管理支援用具	【件/年】	19,966	23,559	22,318	22,318	22,318	22,318
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	【件/年】	21	20	20	20	20	20

※令和5年度分は見込み

## ク 手話奉仕員養成研修事業

〔 手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修修了者数	【人/年】	30	38	41	41	41	41

※令和5年度分は見込み

## ケ 移動支援事業

〔 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	【人/月】	1,803	2,014	2,046	2,046	2,046	2,046
利用時間数	【時間/月】	35,414	40,528	36,828	36,828	36,828	36,828

※令和5年度分は見込み

## コ 地域活動支援センター

〔 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの運営を支援 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（市内）	【か所】	30	30	30	30	30	30
実利用者数（市内）	【人/月】	597	631	656	656	657	658
実施箇所数（市外）	【か所】	3	2	2	2	2	2
実利用者数（市外）	【人/月】	30	16	16	16	16	16

※令和5年度分は見込み

（市外の内訳：海田町（2か所）、廿日市市、坂町）



### サ 発達障害者支援センター運営事業

〔 発達障害者に対する総合的な支援を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1
実利用者数	【人/年】	712	890	920	920	920	920

※令和5年度分は見込み

### シ 障害児等療育支援事業

〔 在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	5	5	5	5	5	5

※令和5年度分は見込み

### ス 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

#### (ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

〔 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修修了者数	【人/年】	41	38	36	36	36	36

※令和5年度分は見込み

#### (イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

〔 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修修了者数	【人/年】	0	2	5	5	5	5

※令和5年度分は見込み

#### (ウ) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

〔 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修修了者数	【人/年】	8	2	5	5	5	5

※令和5年度分は見込み

### セ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

#### (ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	【件/月】	2	3	4	5	6	7

※令和5年度分は見込み

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

〔 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	【件/年】	1,144	1,299	1,668	2,142	2,750	3,531

※令和5年度分は見込み

(ウ) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

〔 コミュニケーション及び移動等の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	【件/年】	97	131	152	177	206	239

※令和5年度分は見込み

ソ 広域的な支援事業

(ア) 地域移行・地域生活支援事業

〔 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート従事者数	【人/年】	3	5	4	4	4	4

※令和5年度分は見込み

(イ) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

〔 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の開催数	【回/年】	2	1	4	2	2	2

※令和5年度分は見込み

タ その他の事業（任意事業）

(ア) 福祉ホーム

〔 低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な便宜の供与を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/月】	18	17	18	18	18	18

※令和5年度分は見込み

(イ) 訪問入浴サービス

〔 入浴が困難な在宅の障害者の居宅を訪問し入浴サービスを提供 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	9	9	9	9	9	9
利用者数	【人/年】	4,129	4,033	4,024	4,024	4,024	4,024

※令和5年度分は見込み

(ウ) 更生訓練費給付事業

〔 就労移行支援、自立訓練利用者等に対し、訓練を効果的に受けられるよう訓練経費等を支給 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	965	1,044	1,124	1,211	1,304	1,404

※令和5年度分は見込み

(エ) 生活支援事業（中途失明者歩行訓練、知的障害者生活自立訓練）

〔 自立した生活に必要な訓練・指導等を実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	47	41	41	41	41	41

※令和5年度分は見込み

(オ) 生活支援事業（視覚障害者向け情報提供支援、ボランティア活動支援）

〔 障害者団体等による社会復帰に関する活動に対する情報提供等、ボランティア活動への支援の実施 〕

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1

※令和5年度分は見込み

(カ) 日中一時支援事業

〔 障害者等の日中における活動の場の確保（介護者の一時的な休息等） 〕

（日中一時支援事業）⇒指定短期入所事業所等で、障害者と障害児の一時預かりを実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	26	28	27	27	27	27
利用者数	【人/月】	112	131	125	125	125	125

※令和5年度分は見込み

(特別支援学校放課後等対策事業・障害児いきいき活動事業)

⇒特別支援学校において、放課後・長期休暇中等に学校内での預かりを実施

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	4	4	4	4	4	4
利用者数	【人/日】	21	20	22	22	22	22

※令和5年度分は見込み

(キ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	10	14	13	13	13	13
利用者数	【人/年】	915	1,422	1,548	1,548	1,548	1,548

※令和5年度分は見込み

(ク) 芸術・文化講座開催等事業

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	11	11	11	11	11	11
利用者数	【人/年】	727	1,282	931	931	931	931

※令和5年度分は見込み

(ケ) 点字・声の広報等発行事業

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	446	432	421	410	400	390

※令和5年度分は見込み

(コ) 自動車運転免許取得費助成事業

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	【件/年】	56	41	44	44	44	44

※令和5年度分は見込み

(カ) 自動車改造費助成事業

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	【件/年】	38	29	37	37	37	37

※令和5年度分は見込み

(シ) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

新

区分	【単位】	第6期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】				12	12	12

※新規項目

## (参考1) 国の基本指針の概要

### 1 概要

国の基本指針とは、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めたものです。

具体的には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年12月27日付け厚生労働省告示第395号)(最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を設定し、成果目標を達成するための活動指標(障害福祉サービス等の見込量)を計画に見込むことが適当である旨記載されており、そこで示された内容を次のとおり整理しました。

### 2 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

ア 施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の数

令和4年度末時点の施設入所者数のうち6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

イ 令和8年度末における施設入所者の削減数

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数(注1)及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数(注1)を目標値として設定する。

イ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)

(ア) 令和8年度末における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とすること

(イ) 令和8年度末における入院後6か月時点の退院率を84.5%以上とすること

(ウ) 令和8年度末における入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすること

を基本とする。

注1：国が提示する推計式を用いて設定

#### (3) 地域生活支援の充実に関する目標

ア 令和8年度末までに各市町村における地域生活支援拠点等を整備(複数市町による共同整備を含む)しつつ、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制・緊急時の連絡体制を構築すること **新**

イ 地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況を年1回以上検証及び

検討すること

- ウ 令和 8 年度末までに各市町村又は圏域における、強度行動障害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備すること **新**  
を基本とする。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

- ア 福祉施設利用者のうち、令和 8 年度中に一般就労（注 2）に移行する者の数  
令和 3 年度の実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。  
（ア） 就労移行支援事業における令和 3 年度の実績の 1.31 倍以上とすること  
（イ） 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割以上とすること **新**  
（ウ） 就労継続支援 A 型事業における令和 3 年度の実績の 1.29 倍以上とすること  
（エ） 就労継続支援 B 型事業における令和 3 年度の実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率  
（ア） 就労定着支援事業の利用者数について、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすること  
（イ） 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。  
注 2：企業等への就職、在宅就労、自営（起業）

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

- ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実  
（ア） 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること（注 3）  
（イ） 令和 8 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を利用できる体制を構築することを基本とする。
- イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。  
（注 4）
- ウ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
令和 8 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（注 5）
- エ 障害児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 **新**  
令和 8 年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所し

ている児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

注3：市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

注4：市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

注5：市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### (6) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

ア 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターがP53「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 **新**

イ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 **新**

### (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

令和8年度末までに、P53「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 3 活動指標（障害福祉サービス等の量の見込み）

障害福祉サービス等の種類ごとに以下の表を参考にしつつ、現在の利用実績等に関する分析や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、また、地域の実情を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの各年度について見込む。

### (1) 訪問系サービス（居宅を訪問し介護等を行う）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等の外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

(2) 日中活動系サービス（施設等で日中の介護や訓練等を行う）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
生活介護	障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （機能訓練）	障害者への身体機能の回復等に必要なりハビリテーション等を実施 （期間は18か月を標準とする。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （生活訓練）	障害者が日常生活を営むために必要な訓練等を実施 （期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
⑧ 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を実施	障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



<p>就労移行支援</p>	<p>一般企業等への就労が可能と見込まれる障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 (期間は24か月を標準とする。)</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>就労継続支援 (A型：雇用契約あり)</p>	<p>一般企業等への就労が困難な障害者(雇用契約に基づく就労が可能な障害者)に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>就労継続支援 (B型：雇用契約なし)</p>	<p>一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>療養介護</p>	<p>病院等において、医療と常時介護を要する障害者(障害支援区分5以上又は6)への医療的ケアや介護等を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>

<p>短期入所 (福祉型、 医療型)</p>	<p>障害者(障害支援区分1以上、医療型の場合は医療的ケアが必要な重度心身障害者)等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
--------------------------------	---	--

(3) 居住系サービス

種類	サービスの概要	基本指針(別表第一)
<p>自立生活援助</p>	<p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施</p>	<p>現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>障害者(65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。)が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>施設に入所する障害者(生活介護のサービスを利用する者のうち、障害支援区分4以上(50歳以上の場合、3以上)の者等)に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施</p>	<p>令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>地域生活支援拠点等</p>	<p>障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱を主な機能とした居住支援のための場所や体制</p>	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>

(4) 相談支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域定着支援	一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を実施	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(5) 障害児支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	障害児の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

(6) 発達障害者等に対する支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
発達障害者支援地域協議会の開催	発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的な相談に応じ、情報の提供、助言を実施	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施  (発達障害者地域支援マネジャー：原則、発達障害者支援センターに配置され、事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースの対応等により地域支援の機能強化を推進)	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を実施	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムを実施	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して情報提供等を行うペアレントメンターを養成する。	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数（注6）	同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等の実施	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場への参加	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者への地域生活に移行する際の相談や支援等の援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関との連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活を継続するための支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	精神障害者に対する、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<p>⑧ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）</p>	<p>精神障害者が地域で生活できるよう、生活能力の維持・向上などの支援</p>	<p>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
-------------------------------	---	--

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
<p>⑧ 基幹相談支援センターの設置</p>	<p>障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。障害の種類別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を実施</p>	<p>基幹相談支援センターの設置の有無の見込みを設定する。</p>
<p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</p>		<p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</p>
<p>⑧ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善</p>		<p>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。</p>

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
<p>障害福祉サービス等に係る各種研修の活用</p>	<p>都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加</p>	<p>都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p>
<p>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有</p>	<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及びその結果を活用した事業所や関係自治体等と共有する体制の整備</p>	<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。</p>

指導監査結果の 関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の整備	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
----------------------	---	---

(10) 地域生活支援事業

種類	サービスの概要	見込む単位等
ア理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施	実施の有無
イ自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援	実施の有無
ウ相談支援事業	(ア)障害者相談支援事業 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施	実施箇所数 基幹相談支援センターの設置の有無
	(イ)市町村相談支援機能強化事業 相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置	実施の有無
	(ウ)住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援	実施の有無
工成年後見制度利用支援事業	身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施	実利用者数
オ成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備を実施	実施の有無
カ意思疎通支援事業	(ア)手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 (イ)手話通訳者設置事業 障害福祉課、区福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を配置	(ア)実利用件数 (イ)実配置者数
キ日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付等	給付等の件数
ク手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成	実養成講習修了者数
ケ移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援	実利用者数 延べ利用時間数



コ地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援	実施箇所数 実利用者数
サ発達障害者支援センター運営事業	発達障害者に対する総合的な支援を実施	実施箇所数 実利用者数
シ障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供	実施箇所数
ス専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(ア)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 (イ)盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成 (ウ)失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成	実養成講習修了者数
セ専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(ア)手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 (イ)盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 (ウ)失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣	実利用件数
ソ広域的な支援事業	(ア)地域移行・地域生活支援事業 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 (イ)発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	(ア)ピアサポート従事者数(注6) (イ)協議会の開催数
タその他の実施事業 ※それぞれの種類ごとに	福祉ホーム、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業(中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練)、日中一時支援事業など	実施箇所数 利用者数 登録者数 など

注6：ピアサポートとは、障害者等やその家族又は地域住民などを対象に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会を行うなど同じ障害や悩み等のある者が互いに支え合う取組

## (参考2) 本市の障害福祉サービス等事業所数

(令和6(2024)年2月1日現在)

(単位: か所)

区 分		施設内容	事業所数	
根拠法令…障害者総合支援法	訪問系サービス	居宅介護	285	
		重度訪問介護	269	
		同行援護	42	
		行動援護	23	
		重度障害者等包括支援	0	
	日中活動系サービス	生活介護	85	
		自立訓練 (機能訓練)	1	
		自立訓練 (生活訓練)	20	
		就労移行支援	28	
		就労継続支援 (A型:雇用契約あり)	42	
		就労継続支援 (B型:雇用契約なし)	149	
		就労定着支援	25	
		療養介護	(1)	
	短期入所	79		
	居住系サービス	自立生活援助	1	
		共同生活援助 (グループホーム)	56(144)	
		障害者支援施設	18	
	根拠法令…児童福祉法	障害児支援	児童発達支援	96
			医療型 児童発達支援	2
			放課後等デイサービス	257
			保育所等訪問支援	17
			居宅訪問型 児童発達支援	0
			福祉型障害児入所施設	4
			医療型障害児入所施設	1